

東大阪市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例制定の件

東大阪市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例

東大阪市同和更生資金貸付基金条例（昭和42年東大阪市条例第66号）は、廃止する。

附 則

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。